

事 調 第 819 号
令和元年(2019年)10月18日

(一社)北海道農業建設協会 事務局長 様

北海道農政部
農村振興局事業調整課長

女性も働きやすい現場環境の整備を促進する工事の試行について（通知）

近年、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、建設産業においても、女性の入職を進め、男女ともに働きやすい就業環境の整備が課題となっている。

そのため、農政部においても女性の建設産業の入職促進や就労継続等に向けた環境整備を推進していく観点から、女性も働きやすい現場環境の整備を促進する工事（以下「現場環境整備促進工事」という。）を積算基準日が令和元年12月1日以降の工事から次のとおり試行することとしたので、参考として通知します。

記

1 対象工事

別表1の工種区分を適用する工事を対象とする。ただし、工場製作のみの工事は除く。

2 試行工事の内容

現場環境整備促進工事は、快適トイレ^{※1}を設置する場合に、契約締結後に受発注者協議の上、設計変更において必要な経費を計上する。なお、試行工事の対象は女性を配置する工事に限定するものではない。

※1 快適トイレは、男女別トイレを基本とし、次の設備・機能を満たすものとする。

- 1) 洋式便座
- 2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- 3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
- 4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
- 5) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- 6) 衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場機能

なお、当該施設はリース品を対象とする。

3 手続き等

- (1) 現場環境整備促進工事を試行する場合は特記仕様書記載例を参考に明示し、入札参加者へ周知すること。
- (2) 第1回打合せ時に現場条件等を踏まえて快適トイレの設置について、速やかに受発注者間で協議するものとし、設置する場合は、施工計画書へ記載するものとする。
- (3) 現場環境の整備に必要な費用は、設計変更により積み上げ計上するものとする。

4 入札公告等及び特記仕様書への記載について

以下に記載例を示す。

(入札公告等記載例)

1 入札に付する事項

() 本工事は、女性も働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、工事監督員と協議し、設計変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(入札説明書記載例)

1 入札に付する事項

() 本工事は、女性も働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、工事監督員と協議し、設計変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(特記仕様書記載例)

○「参考別紙」による

5 積算方法等

(1) 現場環境の整備に必要な費用は、施設の賃料（基本料、管理料、補償料を含む）が含まれ、共通仮設費（営繕費）に積み上げ計上する。

(2) 受注者は快適トイレに係る証明書類（支払い書類等）の写しを工事完成日の20日前までに工事監督員に提出するものとする。

工事監督員は快適トイレに係る証明書類（支払い書類等）の確認を行い、必要に応じて設計変更を行う。

(3) 設置に要する費用については、45,000円/基・月を上限に「積算上の差額^{※2}」を共通仮設費（営繕費積上分）に設計変更において計上する。

(※2 「積算上の差額」：実際にかかる費用から10,000円/基・月（従来品）を減じた額）

(4) 運搬・設置撤去費用、汚物処理費、水道・電力料金は共通仮設費の率の計上分に含まれるものとする。

事業契約グループ 主査(契約指導)
設計施工グループ 主査(設計積算)